

はじめに

国においては、平成12年に策定された21世紀の母子保健の国民運動計画である「健やか親子21」が平成22年に満期を迎えたが、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画との一体的推進に向け、平成26年まで計画期間が延長となったところである。

また、神奈川県においても「健康日本21」など国の動向を受け、個々のライフスタイルに合わせた健康づくりを目指す「かながわ健康プラン21」を平成13年に策定し、平成18年には中間評価が発表されている。

これらの取り組みとの整合性を図りながら、平成9年度に策定した母子保健計画の見直しを重ね、逗子市における母子保健の課題を見極めながら、今回平成26年度までの3年間の計画を策定するものである。また、母子保健計画は逗子市福祉プラン（逗子市地域福祉計画）の中に位置付けられ、他の3つの計画と整合性をはかり、協力して逗子市の福祉プランを推進するものである。

# 第1章 計画の概要

## 1. 計画の趣旨

本市は、県内市部において高齢化率第2位（H22年1月現在 28.0%）であり、女性の未婚率の上昇により少子化も急速に進み、育児環境が大きく変化してきている。地域の人間関係の希薄化、地域のもつ子育て機能の脆弱化、核家族化の進行など育児支援を得にくい状況の中で、孤立し、育児不安を持つ親が増えている。さらに、女性の社会進出等により時間的にも精神的にもゆとりのある育児をしにくい状況にある。

平成22年の育児・介護休業法改正と並行し、「健やか親子21」に提言されているように、安心して子どもを産み、ゆとりを持って健やかに育てるための家庭や地域の環境づくり、そして母親だけでなく父親やその他の家族等も含め、子どもと健やかに暮らせる社会づくりを目指して、母子保健計画を策定するものである。

## 2. 計画策定の基本的な方針、視点

本市では、昭和50年度から母子保健ケアシステムを発足させ、「健康で丈夫な赤ちゃんを産み育てるため」に、①健康づくりのために②健康管理のために③子育て支援のために、の3つの基本指針で母子保健事業を推進してきた。

平成8年には、これらの活動の分析・評価から課題を明らかにし、国の指針に沿って母子保健計画を策定した。平成12年には、「児童虐待防止等に関する法律」が制定されるとともに、21世紀の母子保健の国民運動計画である「健やか親子21」が策定され、それに沿って逗子市母子保健計画を改定した。平成18年3月には「健やか親子21」の中間報告が出され、改定を行っている。

「健やか親子21」の計画期間は、策定当初、平成22年までの10年間であったが、平成26年まで4年間延長となっている。逗子市では、以下の4つの基本指針を軸とし、引き続き母子保健活動を推進していくものである。

- ①安全で快適な妊娠、出産のために
- ②子どもの健やかな発育、発達のために
- ③虐待予防と育児支援のために
- ④子育てしやすい環境のために

### 3. 計画の性格

本計画は、逗子市総合計画に基づき策定される逗子市福祉プランに含まれる個別計画として、生涯を通じて健康でいきいきと生活していくための出発点である乳幼児期を中心に、子どもと養育者が健やかに過ごすために策定するものである。なお、本計画は次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく計画の中で、本市の母子保健に関する事項について策定するものである。

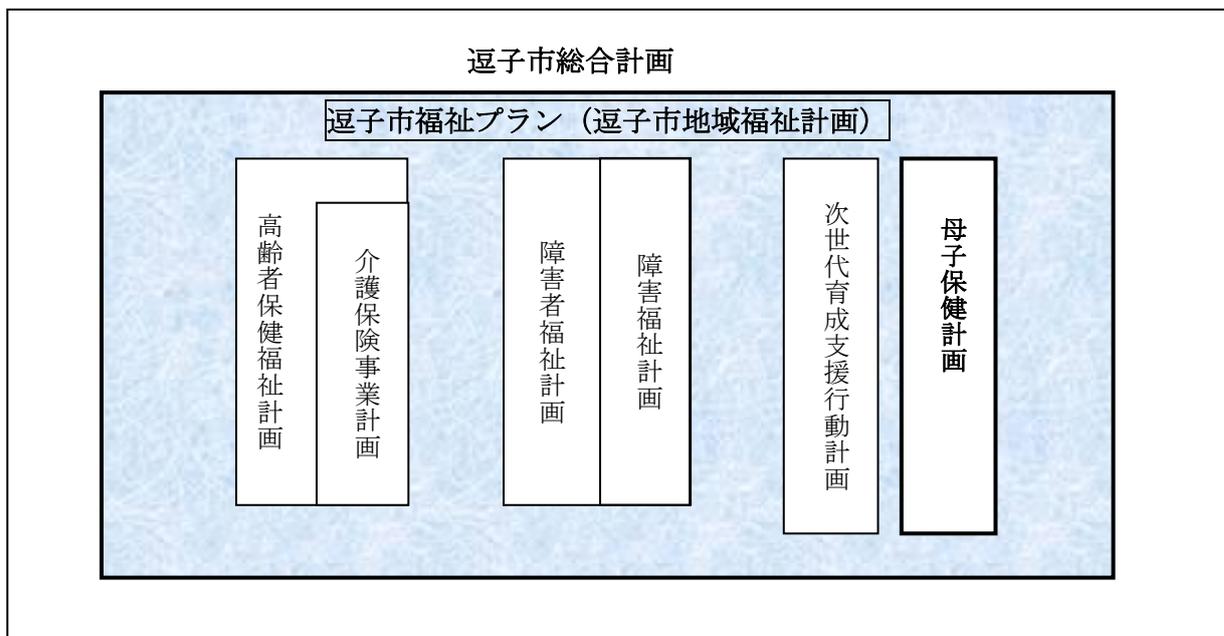
### 4. 計画の期間と進行管理

本計画は、次世代育成支援行動計画との関連が深く、今後は両計画を統合したものを策定していく方向である。そのため、平成24年度を初年度とし、次世代育成支援行動計画の終期である平成26年度までを目標とする3か年の計画とし、平成27年度以降は両計画を統合予定である。

また、本計画は毎年、母子保健計画策定等検討会で進捗状況の把握と評価を行うことで施策に反映するよう調整を図るとともに、次期計画の見直しに資するものとする。

### 5. 計画の推進

計画推進のための諸事業は、子育て支援課が中心となり関係機関と連携し実施する。

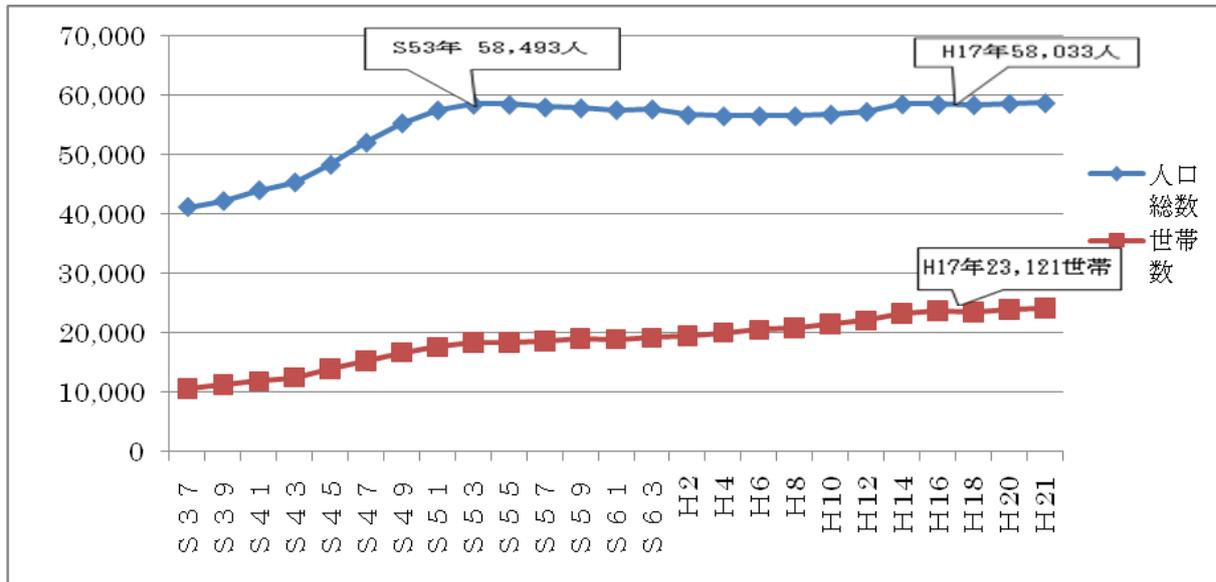


## 第2章 返子市の概況

### 1. 人口および人口動態

平成21年10月1日現在の人口（国勢調査推計人口）は58,738人、世帯数は24,088世帯である。人口は昭和53年に58,493人とピークを迎えた後、横ばい傾向が続き、近年はゆるやかに増加している。世帯数は引き続き増加傾向である。（図1）

図1 人口の推移（各年10月1日現在）



資料：鎌倉保健福祉事務所年報

出生数は昭和48年の1,062人をピークに減少傾向にあり、ここ数年は400人前後で推移している。また出生率は平成5年から7.0前後を推移しており、高齢、少子の様相を呈している。これは、全国の傾向とほぼ同様である。

表1 人口動態件数

年	出生数 (人)	婚姻件数 (件)	離婚件数 (件)	出生率 (人口千対)		
				逗子市	神奈川県	全国
昭和 38	609	433	25	14.7	19.2	17.3
43	798	448	43	17.6	22.2	18.6
48	1,063	557	57	19.7	22.4	19.4
53	732	375	57	12.5	15.5	14.9
58	567	339	75	9.8	12.5	12.7
63	476	322	75	8.2	10.8	10.8
平成 5	442	342	83	7.8	9.7	9.6
10	454	324	101	8.0	9.9	9.6
15	435	289	116	7.4	9.2	8.9
16	318	279	113	6.5	9.1	8.8
17	383	277	100	6.6	8.7	8.4
18	421	284	103	7.2	9.0	8.7
19	428	270	93	7.3	8.9	8.6
20	392	292	93	6.7	8.8	8.7
21	397	273	93	6.7	8.9	8.5

資料：神奈川県衛生統計年報  
人口動態調査

年齢3区分の人口構成(表2)では、高齢者(65歳以上)人口は年々増加しており、高齢化率は、平成21年1月1日現在27.5%を示している。

一方、生産年齢(15~64歳)人口は減少し、年少者(0~14歳)人口は平成5年以降ほぼ横ばいである。

表2 人口の年齢別構成

各年1月1日現在 単位(人)

年	年少者人口 (0～14歳)	生産年齢人口(15～64歳)	高齢者人口 (65歳以上)	不詳	計
平成元	8,809 (14.5%)	40,274 (70.7%)	8,034 (14.0%)	4	57,446
5	7,181 (12.7%)	39,683 (70.3%)	9,496 (16.8%)	96	56,456
10	6,823 (12.1%)	38,166 (67.5%)	11,526 (20.4%)	8	56,523
15	7,199 (12.3%)	37,622 (64.2%)	13,661 (23.3%)	89	58,571
17	7,185 (12.3%)	36,879 (63.1%)	14,282 (24.4%)	89	58,435
18	7,054 (12.1%)	36,210 (62.1%)	14,755 (25.3%)	281	58,300
19	7,156 (12.2%)	35,853 (62.3%)	15,241 (26.0%)	281	58,531
20	7,268 (12.4%)	35,481 (60.5%)	15,624 (26.6%)	281	58,654
21	7,235 (12.3%)	34,977 (59.7%)	16,125 (27.5%)	281	58,618

資料：鎌倉保健福祉事務所年報

## 2. 産業別就労者の状況

全就労者人口25,781人のうち、80.0%の20,636人が第3次産業に従事しており、神奈川県の72.1%に比べると高くなっている。

表3 産業別就業者数

単位：人

区分	神奈川県	逗子市
第1次産業	41,831 (1.0%)	117 (0.5%)
第2次産業	1,022,655 (23.7%)	4,583 (17.8%)
第3次産業	3,109,733 (72.1%)	20,636 (80.0%)
分類不能の産業	140,316 (3.2%)	445 (1.7%)
計	4313535 (100%)	25781 (100%)

資料：平成17年 国勢調査

## 3. 医療機関の状況

医療施設数(表4)のうち、診療科目で小児科を標榜している医療機関は9か所、産婦人科医療機関は3か所であるが、うち産科取り扱い医院は2か所である。

乳幼児健康診査で精密検査を必要とすると診断された場合の紹介先は、ほとんどが横浜市、横須賀市などの病院である。また、複雑な疾患、高度な医療を必要とする疾患で既に医療機関で治療を受けているケースの場合も市外の病院が多い。

表4 医療施設数

(人口10万対)

	病院		診療所		歯科診療所	
	数	率	数	率	数	率
逗子市	2	3.4	63	107.9	42	71.3
神奈川県	347	3.9	6372	70.4	4842	53.8
全国	8862	6.9	99532	77.6	67798	53.1

資料：平成21年度 鎌倉保健福祉事務所年報 (逗子市)

平成21年 神奈川県衛生統計年報 (神奈川県)

平成20年 国民衛生の動向(平成16年データ)(国)

## 第3章 母子保健の現状と課題及び計画

### 1. 安全で快適な妊娠、出産のために

妊娠、出産、産褥期の女性は、心身の大きな変化に加え、生まれてくる子どもに対して愛情を注ぎ育てるといふ、母親としての役割と責任をもつため、ライフスタイルに変化が生じる。この時期の女性に、望ましい生活習慣を伝えていくことが、次世代の育成につながると考えられ、逗子市では、妊娠届出時健康相談、母親両親教室、妊産婦新生児訪問等を通じ、情報の提供や不安の解消に努めている。

全国的にも、小児科と産科の施設数が減少し、社会問題化している。本市でも同様であり、対策が望まれている。

#### (1) 周産期死亡率、新生児死亡率

##### ア 現状と分析

逗子市では、平成21年の周産期死亡数は2人で、周産期死亡率は5.0、新生児死亡数は0人である。ここ数年新生児死亡数は0人で推移しているが、出生数が少ないため、年毎の死亡率の変動が大きい。

平成21年の周産期死亡率は神奈川県4.9 国 4.2

新生児死亡率は神奈川県1.3 国 1.2

##### イ 目標値

周産期死亡率、新生児死亡率共に0をめざす。

##### ウ 現在の取組みと、今後の方針

妊娠高血圧症候群や早産等の予防といった妊娠中の保健指導を母子健康手帳交付時面接や母親両親教室、家庭訪問にて実施している。今後も継続して実施し周産期死亡や新生児死亡の減少に努める。

#### (2) 低出生体重児出生率

##### ア 現状と分析

平成21年は全出生397人のうち2,500g未満の低出生体重児は38人で9.6%だった。低出生体重児は保健福祉事務所がフォローしている。

##### イ 目標値

区分	現状			
	平成21年	平成24年	平成25年	平成26年
低出生体重児出生率	9.3	9.2	9.1	9.0

単位：出生千対

参考：500～999g 0人 1500～1999g 4人  
 1000～1499g 4人 2000～2499g 30人

ウ 現在の取組みと今後の方針

低出生体重児の予防のため、妊娠届出時健康相談、母親両親教室、妊産婦訪問等を通して、日常生活上の注意（過剰な体重制限をしない、妊婦の禁煙等）の喚起に努めることを継続する。

(3) 若年妊娠

ア 現状と分析

逗子市の若年妊娠（19歳以下の妊婦）は平成22年は3人で全妊婦のうち0.7%であった。若年妊娠は養育者の準備が整っていない以外にも、育児サポート、育児能力等様々な面で問題を含んでいる。未婚の割合も多くなっており、状況の把握とそれに応じた支援のため、全員に家庭訪問を実施し、妊娠中、出産後の支援を行っている。

イ 目標値

現状

単位：%

区分	平成22年	平成24年	平成25年	平成26年
若年妊婦の フォロー率（妊婦訪問）	100	100	100	100
区分	平成22年	平成24年	平成25年	平成26年
若年妊婦の フォロー率（産婦訪問）	100	100	100	100

ウ 今後の方針

健診の重要性や受けないことによるリスクなど具体的な情報提供をしながら、引き続き育児支援を行っていく。また、保健福祉事務所、児童相談所、学校等各関係機関など思春期教育にかかわる機関と連携し、若年妊娠の発生を未然に防ぐようにする。

(4) 高齢妊娠

ア 現状と分析

平成22年度の高齢初妊婦は51人で全初妊婦数のうちの26.3%、全妊婦の12.8%だった。高齢妊婦は、不妊治療後の妊娠や合併症をもつ場合もあり、不安解消等のため妊娠中から家庭訪問等による支援を行っている。

イ 目標値

現状

単位：％

区分	平成 22 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
高齢初妊婦の フォロー率（妊婦訪問）	27.7	60	85	100
区分	平成 22 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
高齢初妊婦の フォロー率（産婦訪問）	61.3	75	85	100

ウ 今後の方針

支援を継続し、安全な出産に向けて全数フォローできるよう努める。

(5) 不妊に悩む方への特定治療支援事業の現状（神奈川県鎌倉保健福祉事務所）

体外受精および顕微受精(特定不妊治療)による不妊治療を受けた方に対して治療費の助成を行うもの（所得や指定医療機関等条件あり）。

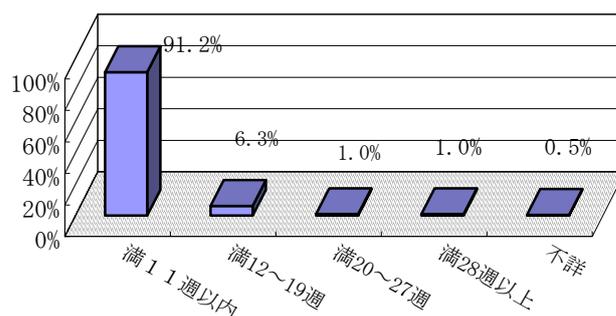
逗子市では平成 22 年度に 42 件の助成を受けた。

(6) 母子健康手帳交付時期が 1 1 週以内の割合

ア 現状と分析

平成 22 年度の満 1 1 週以内の交付は 91.2％と高率で、国に比べて割合は高い。

母子健康手帳交付時期の内訳



イ 目標値

現状

単位：％

区分	平成 22 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
妊娠 1 1 週までの 交付の割合	91.2	92.0	93.0	94.0

(参考：すこやか親子 2 1 における直近値 66.2％、目標 100％)

ウ 今後の方針

1 1 週までに母子健康手帳を取得するよう周知をすすめ、早期に妊婦が保健情報等を得られるよう努める。

(7) 妊婦の喫煙率

ア 現状と分析

妊娠届出時健康相談の集計によると、平成22年度の逗子市の妊婦の喫煙率は1.8%であった。平成19年度の2.7からは、毎年微減傾向が続いている。健やか親子21の直近値によると、妊娠中の母親の喫煙率は7.3%であり、逗子市は全国と比べ低率である。

イ 目標値

現状		単位：%		
区分	平成22年	平成24年	平成25年	平成26年
妊婦の喫煙率	1.8	減少	減少	減少

ウ 現在の取組みと今後の方針

妊娠届出時健康相談や母親両親教室等の機会をとらえて、喫煙による弊害を伝え、禁煙指導を強化する。夫を始めとする家族や社会からの理解と協力を得るため、禁煙に対する助言やマタニティマークの普及啓発等に努める。

(8) 母親両親教室の参加率

ア 現状と分析

母親両親教室は主に初妊婦を対象とし、平成22年からは4日間1コースで年4回開催している。地域での仲間づくり、妊娠、出産、育児についての不安の除去、夫婦で共に育てる自覚を促すことを目的に行っている。平成22年度からは、父親や就労妊婦の参加も促す目的で、土曜日にも年2回「沐浴教室」を開催している。

平成22年度の参加実人員は初妊婦194人中102人であった。母親両親教室は医療機関でも開催しており、その受講者も含めると参加率は増加すると考えられる。平成22年度は、前年に比べると母親両親教室の出席率は低下しているが、これは市内の産婦人科にて新たに母親両親教室を開催するようになったことも要因の一つと思われる。

母子手帳交付時の妊娠届出時健康相談や、妊婦訪問指導、広報等による周知は継続している。

<内容>

	内 容	スタッフ
1 日目	自己紹介、グループワーク、 赤ちゃんとの生活の話、 事故予防の話、 「揺さぶられ症候群と、新生児の 泣きについて」の DVD 赤ちゃん人形の抱っこオムツ換 え体験	保健師
2 日目	講義「妊娠期の生活とお産の話」 (グループワークを含める) 妊婦体操	助産師
3 日目	講義「お母さんと赤ちゃんの栄養」 妊娠中の食事と離乳食の試食	管理栄養士
4 日目	講義「親となる心の準備」 沐浴実習	臨床心理士 保健師

土曜日開催コース

	講義「親となる心の準備」 沐浴実習	臨床心理士 保健師
--	----------------------	--------------

(平成23年10月現在)

イ 目標値 (参加率は、初妊婦の母親両親教室出席者数/初妊婦数)

現状

単位：%

区 分	平成22年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
参加率	53.0	55.0	57.0	59.0

ウ 今後の方針

情報量の多い昨今、母親のニーズに即した内容を考慮しつつ、虐待予防、育児支援の視点でプログラムを検討する。また、未受講の母親に対する対応も検討する。

(9) 妊産婦訪問指導

ア 現状と分析

妊娠届出時健康相談、母親両親教室および出生届出時健康相談において周知を行っている。初妊婦及び経産婦であっても、ハイリスク妊婦には訪問を実施している。新生児訪問については、平成22年度より初産、経産に関わらず、「こんにちは赤ちゃん

ちゃん訪問事業（乳幼児全戸訪問事業）」として、全数に訪問を行い、継続指導が必要なハイリスク妊産婦に対しては地区担当保健師が訪問指導を行っている。

平成22年度の統計において、妊婦訪問数は年間174件、産婦訪問数は328件であった。

#### イ 目標値

平成22年度の統計（平成21年12月～平成22年11月生まれ）において、全妊婦訪問者数、全産婦訪問者数とそれぞれの割合、また、初妊婦訪問者数、初産婦訪問者数とそれぞれの割合については、以下のとおりである。

- ・妊婦訪問率（全数）＝妊婦訪問数／妊娠届出者数＝39.4%
- ・産婦訪問率（全数）＝産婦訪問数／出生届出者数＝79.5%

#### <初妊婦、初産婦数>

- ・初妊婦訪問率＝初妊婦訪問数／初妊婦数
- ・初産婦訪問率＝初産婦訪問数／初産婦数

現状

単位：%

区 分	平成22年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
初妊婦訪問率	60.2	61.0	62.0	63.0
初産婦訪問率	90.7	91.0	92.0	93.0

#### ウ 現在の取組みと、今後の方針

こんにちは赤ちゃん訪問が実施できなかった例としては、4ヶ月健診直前までの長期里帰りや、家族に小児医療関係者が居る為に訪問のニーズがない等があるが、現状では4ヶ月健診時に全ての対象者の現状について把握が可能となっている。

今後も妊娠届出時健康相談にて妊婦訪問の趣旨を説明し、初妊婦の家庭訪問率の向上に努め、出生届出時には乳幼児全戸訪問（産婦訪問）の周知をさらに徹底していく。

また、県事業であった未熟児訪問指導事業が平成25年度に市へ移管となる。

### (10) 母乳授乳相談

#### ア 現状と分析

週2回、予約制で助産師が授乳室にて面接、または電話にて1人30分程度、個別の相談を受けている。授乳量、体重増加について、卒乳方法などについての相談が多い。平成22年度は103件の相談があった。

イ 目標

相談件数の増減は目標とせず、産婦の育児不安の軽減につながる助言やケアが行えることを目標とする。

ウ 現在の取組みと、今後の方針

出生届出時に個別にチラシを配布して周知している。また、乳幼児全戸訪問時に必要時、個別に案内しているため、今後も継続していく。

## 2. 子どもの健やかな発育、発達のために

乳幼児期は、生活習慣を確立し心身の健康の基礎となる身体をつくる時期である。子どもが心身共に健やかに成長するためには食事、睡眠等に関する健康的な生活習慣を守ることが大切である。乳幼児健康診査は、子どもの発育・発達の確認、疾病を早期に発見すると共に、育児に関する情報提供や、養育者（主に母親）への育児支援の場として重要である。また乳幼児健康診査は、虐待の予防や早期発見の機会ともなるため育児不安への支援や孤立化予防の支援など今後ますます充実させていく必要がある。

### (1) 乳児死亡率、乳幼児（0～4歳児）死亡数

#### ア 現状と分析

逗子市において、平成21年の乳児死亡数は1人であった。ここ10年間の乳児死亡数は0～3人で推移しており、出生数が少ないため年毎の死亡率の変動が大きい。

平成21年の乳児死亡率は神奈川県 2.4 国 2.4であった。

#### イ 目標値

乳児死亡率、乳幼児死亡数共に0をめざす。

#### ウ 現在の取組みと、今後の方針

妊娠中は、妊娠届出時健康相談や妊婦訪問、母親両親教室等の機会をとおして知識を伝え、早産や乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防に努める。また、新生児訪問や各健康診査、育児教室等で、疾病予防や乳児揺さぶられ症候群等も含めた事故予防についても健康教育を徹底し、事故等による死亡者ゼロを維持する。

### (2) 母乳授乳相談

#### ア 現状と分析

週2回、予約制で助産師が授乳室にて面接、または電話にて1人30分程度、個別の相談を受けている。授乳量、体重増加量、卒乳方法などについての相談が多い。平成22年度は103件の相談があった。

#### イ 目標

相談件数の増減は目標とせず、産婦の育児不安の軽減につながる助言やケアが行えることを目標とする。

#### ウ 現在の取組みと、今後の方針

出生届出時に個別にチラシを配布して周知している。また、乳幼児全戸訪問の際に必要な時、個別に案内しているため、今後も継続していく。

### (3) 乳幼児健康診査

#### ① 受診率

##### ア 現状と分析

未受診者への受診勧奨を積極的に行っているが、幼児健康診査の受診率は90%には到達していない。その理由の一つに、幼児で保育園、幼稚園に所属している者は、その中で健診を受ける機会があり、親が必要を感じないとして未受診になる場合が少なくないことが挙げられる。その場合は訪問又は電話での聞き取りにて児の状態を確認している。

##### イ 目標値

現状

単位：%

区 分	平成22年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
4か月児健康診査	97.6	98.0	98.1	98.2
お誕生日前健康診査	96.3	97.0	97.1	97.2
1歳6か月児健康診査	88.7	89.0	90.0	91.0
3歳児健康診査	89.0	90.0	90.5	91.0

参考：乳幼児健康診査受診率

国 4か月児健康診査：94.6%

1歳6か月児健康診査：93.4%

3歳児健康診査：90.1% (平成19年度)

##### ウ 現在の取組みと今後の方針

広報および出生届出時健康相談での赤ちゃん手帳による健康診査の周知徹底を継続するとともに、各健康診査時にも、次回の健康診査の案内をし、受診率の向上に努める。また、未受診者の状況の確認を行っていく。育児支援の場として保護者が安心できるようかわり、育児不安の軽減に努める。

#### ② 各健康診査未受診児を含めた把握率

##### ア 現状

各健康診査未受診児については、地区担当保健師が家庭訪問等により状況把握を実施しており、受診児と合わせた数を把握者数とし、把握率を出している。幼児では、母が就労している場合も多いため連絡が付きにくいことも反映し、把握率もやや下がっている。

##### イ 目標値

現状

単位：%

区 分	平成22年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
4か月児健康診査	100.0	100.0	100.0	100.0

1歳6か月児健康診査	94.9	96.0	97.0	98.0
3歳児健康診査	96.9	97.5	98.0	98.5

ウ 現在の取組みと今後の方針

引き続き、状況把握に努める。また、育児や養育環境に問題がある場合や虐待が疑われる児は、健康診査未受診であることが多いとの報告もあるため、詳細の把握に努める。

(4) 予防接種を受けたものの割合

ア 現状と分析

- ・ポリオは集団接種で年2回実施している。
- ・BCG、三種混合、麻疹風疹、日本脳炎は医療機関で個別接種している。
- ・周知は出生届出時健康相談、各健康診査、育児教室、広報等で行っている。

イ 目標値

現状		単位：%			
区分		平成22年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
ポリオ (2回以上接種)	1歳6か月	66.4	72.0	73.0	74.0
	3歳3か月	93.4	94.6	94.8	95.0
BCG	1歳6か月	97.9	95.0	95.5	96.0
	3歳3か月	99.5	98.0	98.2	98.4
三種混合 (1回以上接種)	1歳6か月	97.9	95.0	95.2	95.4
	3歳3か月	97.5	94.0	94.3	94.6
麻疹・風疹	1歳6か月	87.2	85.0	85.5	86.0
	3歳3か月		93.0	93.5	94.0
日本脳炎 (2回以上接種)	3歳3か月	9.3			

※ 日本脳炎の標準接種年齢は3歳である。

※ 日本脳炎は平成17年5月から厚生労働省の通知により接種勧奨を差し控えていたが、平成21年より新ワクチンの接種が開始され、平成22年度は3歳児のみに接種の勧奨を再開した。

ウ 現在の取組みと今後の方針

出生届出時健康相談だけでなく、乳幼児健康診査においても、予防接種の必要性や実施時期等を周知し、その時期に必要な予防接種について個別に伝え、接種率の向上に努めている。また、平成23年4月より、任意接種である子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンを公費負担にて実施している。

ポリオについては、平成 23 年度に県が不活化ポリオワクチンの接種機会を独自に設け、先駆的な対応を行っているところである。今後も国や県の動向を踏まえ、接種の必要性や時期等を周知していきたい。

(5) 3歳児う歯罹患率

ア 現状

お誕生日前健康診査（11か月児対象）にて、唾液のPHチェックを行い、唾液の性質について個別に助言している。1歳6か月児健康診査では、必要時個別歯科相談を行い、2歳児すくすく教室では、全員に個別歯科相談を実施している。お誕生日前健康診査にてPH5.5以下だった児、または1歳6か月児健康診査、2歳児すくすく教室におけるう歯ハイリスク児に対しては、保健福祉事務所の重度う歯ハイリスク幼児予防対策事業と連携し、継続してう歯の発生、重症化の予防に努めている。県と比較しても、3歳児のう歯罹患率は低い。

イ 目標値

現状		単位：%			
区 分	平成22年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
3歳児う歯罹患率	16.5	16.0	15.7	15.0	

参考：神奈川県（政令市を除く） 20.3%（平成21年度）

ウ 現在の取組みと今後の方針

お誕生日前健康診査のPHチェックや、1歳6か月児健康診査および2歳児すくすく教室における歯科衛生士の個別相談、さらに保健師、栄養士も生活面からの助言を行い、う歯発生予防に努める。

(6) すこやか健診（小児生活習慣病予防健診）

① 受診率

ア 現状と分析

- ・すこやか健診は小児期から生活習慣を見直し、家族を含めて生活習慣病を予防するために、小学4年生全員を対象として個別通知し、医療機関において実施している。
- ・平成18～22年度の受診率は、70%台と横ばいで経過している。

イ 目標値

現状		単位：%			
区 分	平成22年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
受診率	72.1	73.0	74.0	75.0	

ウ 現在の取組みと今後の方針

広報等で周知徹底し、教育委員会との連携を強め、受診率の向上に努める。未

受診者への受診勧奨については電話連絡等により実施しているが、今後はさらに勧奨方法についても検討していく。

## ② 危険因子保有率

### ア 現状と分析

危険因子保有者（肥満度、血圧、総コレステロール値、中性脂肪値、血糖値等が基準値を超えた者）は約2割であり、そのうち8割は標準体重以下の子どもである。

### イ 目標値

現状		単位：％			
区 分	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
危険因子保有率	21.1	20.5	20.0	19.5	

### ウ 現在の取組みと今後の方針

- ・研究結果にて、乳幼児期に発育の遅れがあったものが、小学4年生で、肥満や高脂血症等の異常を示すものが多いと考察されたため、乳幼児期からの働きかけも重要である。引き続き、妊娠届出時や乳幼児健康診査時等の機会に生活習慣の見直しを喚起するよう努める。
- ・これらの結果を活用して医療機関、学校関係者（学校医、養護教諭等）と情報交換し、連携して保健活動に取り組む。

### 3. 虐待予防と育児支援のために

乳幼児期における子どもの心の発達には、一番身近な養育者の心の状態と密接に関係があり、それは生活状態に大きく影響される。

養育者の多くは、児の変化や育児に関する些細なことに不安になり悩みやすい。養育者の育児不安やストレスと子どもの心の問題は、さらに子どもの虐待に代表される親子関係の問題として社会問題化している。その原因は様々であるが、少子化、核家族化や近所づきあいの希薄化などが要因の1つとの指摘がある。孤立した家庭のなかで、養育者と子が向き合う環境では育児不安が増強されることが多く、子どもの虐待問題が発生する可能性がある。

逗子市の虐待受理件数は表6のとおりであるが、平成12年に児童虐待の防止等に関する法律が施行されて以来、増加傾向である。これは、虐待に対する住民の意識が高まったことや、きめ細かな対応によりネグレクトなどの把握がなされたことによるものと考えられる。また、平成16年度には児童福祉法の改正に伴い、市町村に虐待相談窓口が設置され、市も児童虐待予防活動の一端を担うこととなった。

逗子市では乳幼児健康診査や家庭訪問などの機会をとらえ、子育て支援課こども相談室、児童相談所、保育所、子育て支援センター等関係機関と連携を取りながら支援を行っており、多方面から相談が寄せられている。

子どもが健やかに成長し、親子がいきいきとした生活をするための育児支援は、子どもの虐待予防にもつながる活動である。

表5 虐待受理件数

単位：件

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	計
39	35	64	49	61	64	312

資料：鎌倉三浦地域児童相談所

表6 平成22年度鎌倉三浦地域児童相談所虐待受理件数の年齢別内訳人数

単位：人

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	小計	小学生	中学生	高校生	その他	計
5	3	5	6	1	5	2	22	23	10	4	0	64

#### 平成22年度逗子市子育て支援課こども相談室実績

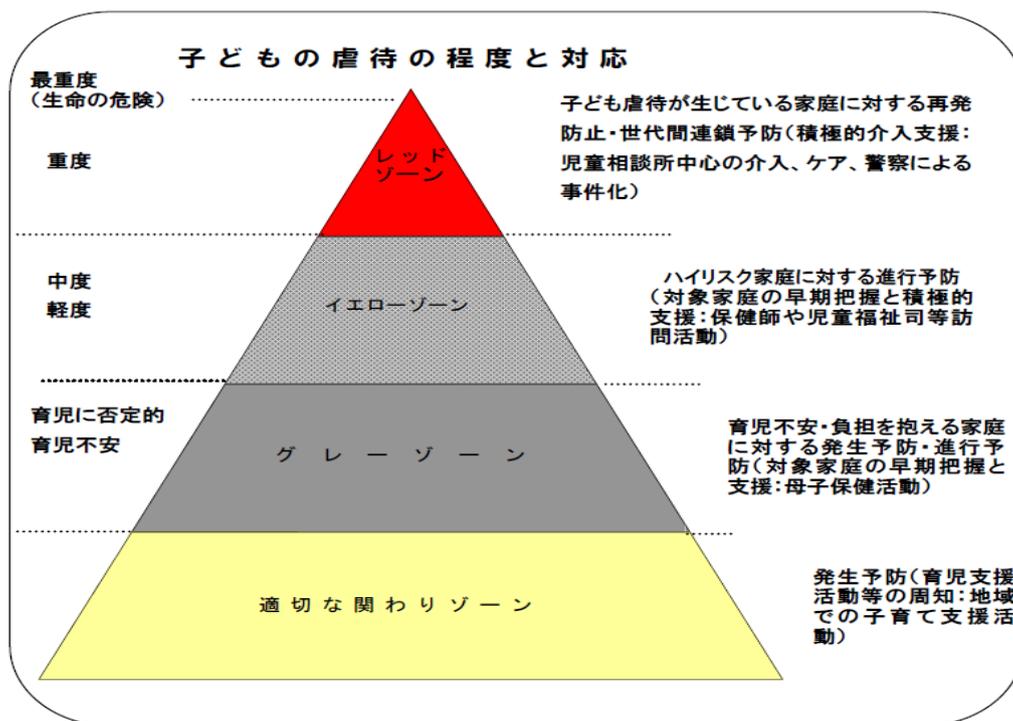
相談等延件数 4,070件（市・関係機関間の連絡調整含）

要保護児童実数 220人

（うち身体的虐待相談48人、心理的虐待相談71人、ネグレクト相談100人、その他1人）

## 虐待予防の概念図（児童虐待の防止等に関する法律、他）

児童虐待は発生要因が複雑に絡み合っているため、一旦虐待が発生すると有効な対応策がなく、児童に重大な障害を残したり、死亡に至る例も少なくない。予防が最大の防止策であり、一般には以下の予防レベルで虐待防止活動が展開されている。



(市町村子ども虐待防止ネットワーク対応マニュアル：千葉県ホームページより抜粋)

### (1) 望まない妊娠

#### ア 現状と分析

「望まない妊娠」は経済的理由等を含めた環境の準備が整っておらず、生まれてくる子どもを受容できない可能性をもっている。妊娠届出時アンケートからこの項目を選んだ妊婦に対して、状況の把握とそれに応じた支援を行うため、全員に家庭訪問を実施している。また、各健康診査、育児教室において育児状況や育児サポートの有無等を確認し、虐待予防や支援に努めている。

#### イ 目標値

現状

単位：%

区分	平成 22 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
望まない妊娠率	7.1 (29 人)	減少	減少	減少

#### ウ 今後の方針

子育て支援センター等地域の資源を紹介し、子どもを受容できるよう支援すると

ともに、母親両親教室や妊産婦訪問等にて家族計画指導も充実させていく。

(2) 若年妊婦フォロー率

ア 現状と分析

逗子市の若年妊娠（19歳以下の妊婦）は平成22年は3人で、全妊婦のうち0.7%であった。若年妊娠は養育者の準備が整っていない以外にも、育児サポート、育児能力等様々な面で問題を含んでいる。未婚の割合も多くなっており、状況の把握とそれに応じた支援のため、全員に家庭訪問を実施し、妊娠中、出産後の支援を行っている。

イ 目標値

1人は転出したため、ここでの22年若年妊婦総数は2人とする。

現状

単位：%

区 分	平成22年	平成24年	平成25年	平成26年
妊婦訪問率 (人数)	100 (2人)	100	100	100
区 分	平成22年	平成24年	平成25年	平成26年
新生児訪問率 (人数)	100 (2人)	100	100	100

ウ 今後の方針

今後も妊娠中や、出産後の支援を継続すると共に、若年妊娠の発生を未然に防ぐため、思春期教育に関わる保健福祉事務所、児童相談所、学校等各関係機関との連携に努める。また、早期の妊婦訪問にて、サポートの状況を確認し、支援体制を確立する。

(3) 未婚の妊娠

① 未婚の妊婦フォロー率

ア 現状と分析

逗子市の妊娠届出時における未婚者数は平成22年は47人で全妊婦のうち11.6%である。未婚の妊婦は、環境面の準備や親としての心構えが不十分であることが多く、生まれてくる子どもを受容できない可能性がある。それぞれの状況に応じた支援ができるよう、全数訪問に努め、不安感なく育児に向き合っていけるよう関わっている。未婚の妊婦は近年増加しているが、出産前に婚姻したり、市外へ転出するケースも多い。

イ 目標値

15人は転出、3人は流産したため、ここでの22年未婚妊婦総数は29人と

する。

現状

単位：％

区 分	平成 22 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
妊婦訪問率 (訪問数)	55.1 (16件)	70	85	98
区 分	平成 22 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
新生児訪問率 (訪問数)	93.1 (27件)	95	97	99

\*新生児訪問ができなかった人は死産1人、外国での出産1人の計2件

## ② ひとり親の妊婦フォロー率

### ア 現状と分析

平成22年の未婚の妊婦47人のうち15人が転出、3人が流産、21人は出産までに婚姻をしているが、8人は未婚のままひとり親となっている。ひとり親となった母が子どもを受容し、いきいきと育児を行っていくためには、不安や困難に直面したときのフォロー体制を整えていく必要がある。

### イ 目標値

現状

単位：％

区 分	平成 22 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
妊婦訪問率 (訪問数)	87.5 (7件)	100	100	100
区 分	平成 22 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
新生児訪問率 (人数)	100 (8件)	100	100	100

### ウ 今後の方針

母親が未婚であることは、乳幼児虐待ハイリスク要因となるため、妊産婦訪問等をとおして継続支援を行う。

## (4) 新生児等訪問指導

### ア 現状と分析

新生児期の養育は身体的な疲労感に加え、児の発育発達や体調変化等に対する不安感を持ちやすく、精神的にも不安定になりやすい時期である。

逗子市では平成22年度より「こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳幼児全戸訪問事業）」を開始し、市内のすべての乳児を対象に保健師および助産師が全戸訪問を実施している。また、近年産後うつも問題となっており母の精神面の支援も重点課題と

して取り組んでいる。

イ 目標値

現状		単位：％			
区 分	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
乳児訪問指導 実施率	79.5	89.0	91.0	93.0	

(当該年度の4か月児健康診査対象者で集計しているため、こんにちは赤ちゃん訪問事業開始前も含まれる)

ウ 今後の方針

今後も育児不安解消や母乳栄養推進等のため、出生届出時等に周知を徹底し、家庭訪問率向上に努める。特に母の精神状態を確認し、産後うつに対し早期に対処できるような関わっていく。

(5) 母乳栄養

ア 現状

母乳栄養は栄養や児の免疫機能等の面ですぐれているだけでなく、母子間の愛着行動からみても、母子関係を自然に築く上で非常に重要である。本市では、4か月健診時の母乳栄養率（混合栄養含む）は9割を占めている。しかしながら、母乳分泌不足感等の不安を持ちながら母乳栄養をおこなっている母も少なくないのが現状である。

母乳栄養は適切なケアにより継続が可能であるため、母親両親教室、妊産婦訪問、市役所や4か月児健康診査で行われている母乳・授乳相談にて状況の把握とそれに応じた母乳相談を行い、母乳栄養の推進に努めている。新生児訪問を受けた者のその後の状況については次のとおりである。

① 新生児訪問を受けた者の授乳状況 単位：人

新生児等訪問時	4か月児健康診査時	人数 (率)
母乳	母乳	148 (49.5%)
	混合	16 (5.4%)
	人工	1 (0.3%)
混合	母乳	31 (10.4%)
	混合	81 (27.1%)
	人工	15 (5.0%)
人工	母乳	0 (0.0%)
	混合	0 (0.0%)
	人工	7 (2.3%)
計		299 (100.0%)

(平成22年度4か月児健康診査対象者)

② 新生児訪問を受けなかった者の授乳状況 単位：人

退院時	4か月児健康診査時	人数 (率)
母乳	母乳	23 (34.8%)
	混合	6 (9.1%)
	人工	2 (3.0%)
混合	母乳	14 (21.2%)
	混合	12 (18.2%)
	人工	8 (12.1%)
人工	母乳	0 (0.0%)
	混合	0 (0.0%)
	人工	1 (1.5%)
計		66 (100.0%)

(平成22年度4か月児健康診査対象者)

イ 目標値

現状

単位：%

	平成22年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
新生児等訪問を受けた者の4か月児健診時点での母乳栄養率	59.9	増加	増加	増加

ウ 今後の方針

母親両親教室、妊産婦訪問指導時の乳房ケア(母乳栄養を確立させるための助言)、母乳授乳相談等の周知にて相談機会の充実をはかり、引き続き母乳栄養の推進に努める。特に、母乳育児を希望しているにも関わらず知識不足等から人工乳へ移行することのないよう支援し、授乳による母子愛着形成といった心理的観点からの支援にも努めていく。

(6) 子どもに非常に不安を感じている母親

ア 現状と分析

養育者は特に乳児期には児の発育発達や育児に関する日常の些細なことにも不安を感じやすい。乳児期最初の4か月児健康診査にてそれらの解決、解消に努めてい

る。

イ 目標値

現状

単位：%

区 分	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
子育てに非常に不安を感じている母親の率(人数)	5.0 (20人)	減 少	減 少	減 少

(4か月児健康診査問診票)

ウ 今後の方針

出生届出時において相談窓口の周知を徹底し、新生児訪問による不安解消や電話を利用した個別相談の充実を図る。

(7) すくすく教室参加率

ア 現状と分析

う歯の発生予防を目的として2歳時に育児教室を開催し歯科相談、栄養相談、育児相談を実施している。

イ 目標値

現状

単位：%

区 分	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
2歳児すくすく教室の参加率	62.4	63.0	63.5	64.0

ウ 今後の方針

各健康診査時や広報にて周知徹底をはかり、参加率の向上に努める。

#### 4. 子育てしやすい環境のために

現代社会では、少子・高齢化が進み、その中でも核家族化の進行、近隣や地域の人間関係の希薄化など、養育者が育児支援を得にくい状況にある。

このような状況のなかで、養育者（主に母親）が育児で孤立することを防ぐため、地域の育児支援体制を整えていくことが大きな課題である。

##### (1) 母親両親教室の父親の参加率

###### ア 現状と分析

母親両親教室は、4日間1コースで開催曜日を分散し、年4回開催している。地域での仲間づくり、妊娠、出産、育児についての不安の軽減、夫婦で共に育てる自覚を促すことを目的に行っている。平成22年度からは、父親や就労妊婦の参加も促す目的で、土曜日にも年2回、平日4日目と同様の内容（講義「親となる心の準備」、沐浴実習）を開催している。

###### イ 目標値

父親参加率＝両親教室の父親参加数／初妊婦数

現状		単位：％			
区 分	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
父親参加率	52.4	53.0	54.0	55.0	

###### ウ 今後の方針

より多くの父親が参加しやすいよう、土曜日コースの開催回数を検討し、参加率の向上に努める。

##### (2) 育児を楽しんでいる人の割合

###### ア 現状と分析

4か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査時の問診票によると、子どもの年齢により育児を楽しんでいる割合に変動がみられる。

###### イ 目標値

現状		単位：％			
健康診査	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
4か月児	99.0	99.2	99.4	99.6	
1歳6か月児	98.6	98.8	99.0	99.2	
3歳児	97.7	97.9	98.1	98.3	

###### ウ 今後の方針

育児を楽しんでいる人の割合が増えるよう各時期における子どもの発達の特徴を伝え、接し方のアドバイスをするなどの育児支援の充実に努める。

また、乳児期には、母乳育児を推進することにより、よりよい母子関係の確立に努める。

### (3) 育児協力者の有無

#### ア 現状と分析

4か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査時の問診によると、育児協力者の有無の割合に変動がみられる。健診時、育児協力者がいないと答えている母には、ヘルパーやファミリーサポートセンター等を案内している。

#### イ 目標値

それぞれの健診で、現在育児協力者がいると答えた母の割合

現状		単位：%		
健康診査	平成22年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
4か月児	97.8	98.0	98.2	98.4
1歳6か月児	96.6	96.8	97.0	97.2
3歳児	91.0	91.5	92.0	92.5

#### ウ 今後の方針

早期に母のニーズを捉え、支援体制を整え、必要時に情報を提供する。

### (4) 医療援護事業、児童手当等

#### ① 市事業

##### ア 小児医療費助成事業

小児に関する医療費の一部（自己負担部分）を助成することにより、その健全な育成支援を図るもの。入院については0歳から中学校卒業までの小児が対象であり、0歳児は所得制限はなく、1歳児以上は所得制限がある。通院については0歳から小学校1年生修了前までの児童が対象であり、0歳児は所得制限なく、1歳児以上は所得制限がある（平成22年7月1日より通院年齢を小学校1年生修了前までに引き上げ）。

年度	件数	金額
平成22年度	43,594件	70,387,403円

##### イ ひとり親家庭等医療費助成事業

ひとり親家庭等の医療費の一部を助成し、生活の安定を図るもの。所得制限がある。

年 度	対象世帯	対象者数	金 額
平成22年度	341世帯	875人	26,848,084円

ウ こども手当支給事業

中学校卒業前の子どもを養育している人に手当てを支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次世代の社会を担う子どもの健全な育成及び資質の向上を目的とするもの（所得制限はなし）。

年 度	対象世帯	対象児数	金 額
平成22年度	4,383世帯	7,641人	973,575,000円

エ ひとり親家庭等福祉手当支給事業

ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援する。所得制限がある。

年 度	件 数	金 額
平成22年度	181件	12,204,000円

※平成14年8月1日より、母子世帯等の生活の安定と自立を支援する児童扶養手当支給事業を実施。所得制限がある。

② 県事業

ア 自立支援医療（育成医療）

身体に障がいのある18歳未満の児童に対し、その医療費の一部を負担し、早期治療による障がいの除去ないし軽減を図ることを目的として実施。

イ 未熟児養育医療

病院等に収容することを必要とする、1歳未満の未熟児に対し、その養育に必要な医療費を給付し、生活能力を得させることを目的として実施。

なお、本事業は平成25年度より市へ移管となる。

ウ 小児慢性特定疾患医療

小児慢性特定疾患のうち特定の疾患に罹患している18歳未満の者に対し、必要な医療の給付を行うことにより、早期に適切な医療を受けさせ、健全な育成に資することを目的として実施。

(5) ファミリーサポートセンター

安心して子育てができるよう地域でお互いに助け合っていくことを目指した、相互援助活動を有料で行う組織。0歳児から小学校3年生までを対象としている。

<主な援助活動>

- ・ 保育施設等の終了後、子どもを預かること。

- ・ 保育施設等への子どもの送迎を行うこと。
- ・ その他、育児援助のため臨時的に子どもを預かること。

(6) 子育て支援センター

子育てに悩みや不安を抱える保護者に対して、身近で気軽に利用できる支援拠点として平成14年12月に開設。

- ・ 子育てひろば：月～土10時～15時。自由に過ごせるフリースペースを開放
- ・ 子育て相談・情報：月～土10時～17時。心配・悩み相談や育児情報の提供
- ・ 巡回相談：小坪・沼間親子遊びの場にて実施

(7) ほっとスペース

乳幼児とその保護者が自由に利用でき、くつろげる交流の場。開設時間内はスタッフが常駐し、先輩ママとして子育てのアドバイスや、親子体操や手遊び、絵本の読み聞かせ、お誕生日会などを行っている。

平成11年9月に逗子ほっとスペース、平成15年9月に小坪ほっとスペース、平成23年4月に久木ほっとスペース、沼間ほっとスペースを開設し、市内4か所となっている。

(8) ホームヘルプサービス

子育て支援のホームヘルプサービスを実施している事業者が市内に3か所ある。

	曜日・時間	利用料	備考
社会福祉協議会 フレンドリー ヘルパー派遣 事業	月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝祭日・年末年始は休業)	1時間 900円	内容：家事援助、 子どもの世話等
NPO法人 オーバル	月曜日～金曜日 8:30～17:30	1時間 900円＋ 運営費 100円	内容：家事 子どもの世話 無料育児相談 サポート：4時間以内
特定非営利活動 法人 ワーカーズ コレクティブ こだま	時間内：月曜日～金曜日 9:00～17:00 時間外：土曜日、日曜日、 祝祭日	初回コーディネート料 1,000円 利用料：1時間 1,200円 時間外：1時間 1,500円 交通費：340円/回	内容：家事援助、 子どもの世話等

(9) 育児サークル活動状況

親たちの自主活動で、昭和59年頃から続けられている。

サークル名	活動場所	活動回数
ちびっこクラブ	亀井児童公園 他	月3回
海の子くらぶ	逗子海岸 他	週1回
ちびっこ青空組	蘆花記念公園	月2～3回
かもめ会	小坪公民館 他	週1回
エンジェルキッズ	逗子ハイランド自治会館	月3回
アザリエ保育クラブ	展望公園（二段公園）他	週1回
あそび発信基地	蘆花記念公園	月2回
あそび発信基地 ちびっこ隊	市内野外	月2回

(10) 保育園等

ア 公立：湘南保育園、小坪保育園

イ 私立：桜山保育園、沼間愛児園、双葉保育園、湘南アイルド（認定保育施設）

ウ 一時保育

桜山保育園、沼間愛児園、双葉保育園にて実施

(11) 幼稚園

かぐのみ幼稚園、聖和学院幼稚園、聖マリア幼稚園、逗子幼稚園、第二逗子幼稚園

(12) 保育園、幼稚園の開放

未就園児と保護者を対象に、地域での自由参加交流の場を提供。

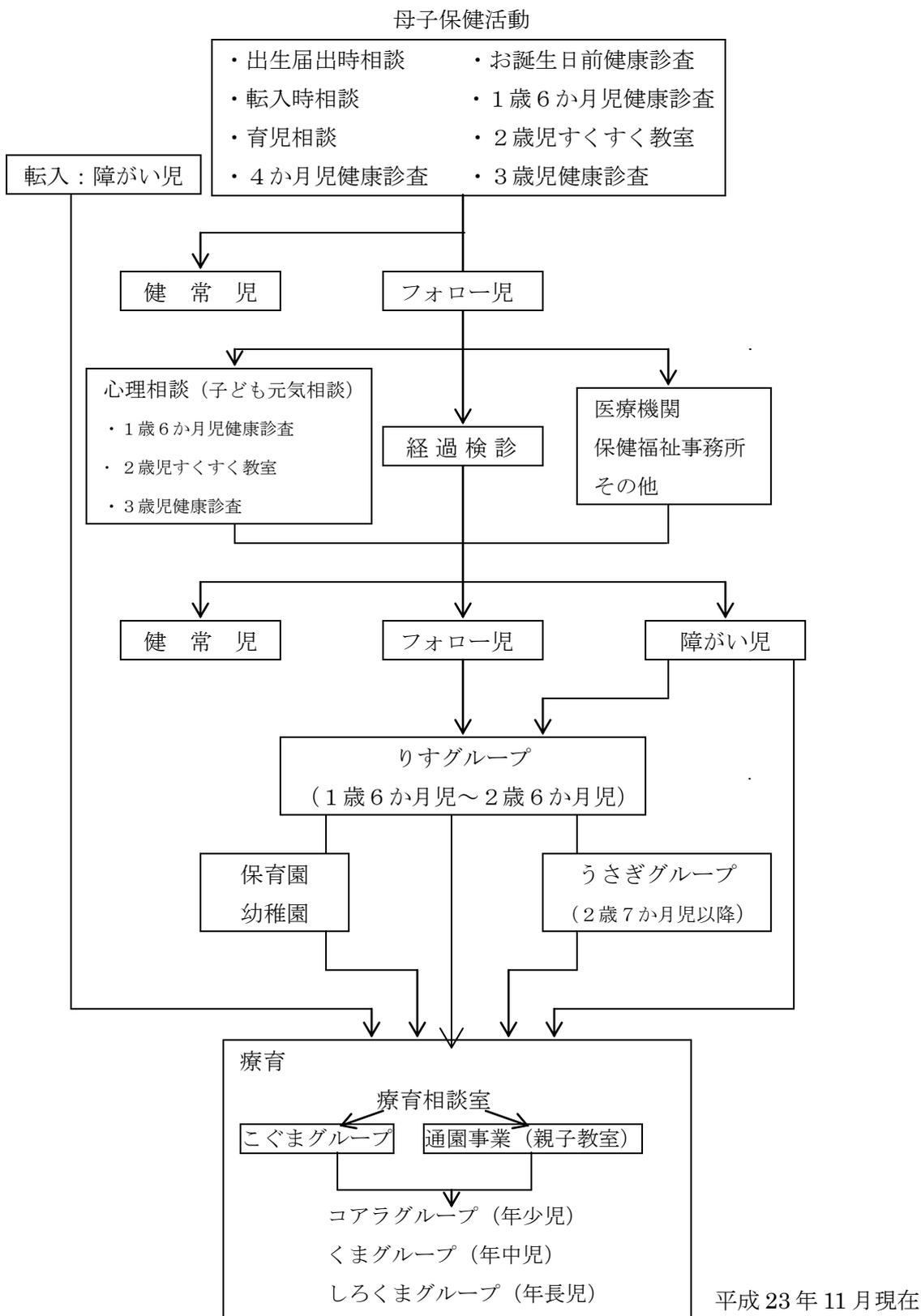
- ・聖和学院幼稚園「アップルルーム」
- ・逗子幼稚園「ちびっこ広場」
- ・第二逗子幼稚園「ちびっこ広場」
- ・湘南保育園「未就園児親子との交流会」
- ・小坪保育園「未就園児親子との交流会」
- ・双葉保育園「ふたばクラブ」「BeBe ふたば」
- ・沼間愛児園「育児センター」
- ・桜山保育園「おたのし村」

(13) 公園の数

平成23年12月1日現在、逗子市内の公園は76か所、そのうち街区公園（子どもたち等が遊ぶ最も身近な公園で、標準面積は0.40ha）は、70か所である。

(14) ハイリスク児フォローの流れおよび療育

図2 逗子市における障がい（ハイリスク）児の発見から支援までのながれ図



## ア りすグループ

### 〈概要〉

乳児期の豊かな母子関係は、人格形成上重要である。1歳6か月児健康診査、2歳児すくすく教室時等で精神面・心理的発達に問題のある子ども達は、母子関係に課題のあることも多い。親子遊びを十分楽しむことで改善をはかり、子どもの発達を促すことを目的に、昭和57年から「りすグループ」を実施している。

### 〈対象児〉

- ① ことばの遅れ、友達と遊べない、人や物に無関心、集団不適應などがみられる児
- ② 親が児と遊べない、無口、幅のない硬い育児姿勢などにより、発達にひずみがみられる児
- ③ 児に障がいや発達の遅れがみられるが、親がそのことを認識できないために、早期療育に結びついていない児

### 〈開催〉月2回

### 〈場所〉保健センター

### 〈スタッフ〉保育士、心理相談員、保健師

## イ うさぎグループ

### 〈概要〉

りすグループ終了後、さらにフォローが必要な児および3歳児健診からのフォロー児に対し、経験を積むことにより社会性を広げ発達を促すこと、また、養育者に対し育児不安の軽減を図ることを目的に実施している。

### 〈対象児〉

- ① りすグループ終了さらにフォローが必要な児
- ② 3歳児健康診査からのフォロー児

### 〈開催〉月2回

### 〈場所〉保健センター

### 〈スタッフ〉保育士、心理相談員、保健師

ウ（心身障害児通園事業）親子教室

〈概要〉

在宅の心身障がい児に対し、通園の場を設け、通園することにより必要な指導および訓練を行い、障がい児の発達を促すことを目的に実施している。

〈対象児〉

- ① 市内に居住する障がい児
- ② 市長が生活上の指導および訓練の必要があると認めたもの

〈場所〉 逗子市福祉会館

〈スタッフ〉 保育士、臨床心理士、嘱託医師（整形外科医、小児神経科医）、理学療法士、作業療法士、言語療法士、その他関係機関の職員

## 5. 思春期における健康教育と保健対策

- (1) 小学校、中学校の現状：飲酒・喫煙・薬物防止教育、性教育、エイズ教育等を実施。  
 (2) 保健福祉事務所における思春期保健事業の現状

ア 個別相談延べ数

単位：人

区分	相談方法			相談者				相談内容							事後指導			
	電話	面接	計	本人	父母	その他	計	身体	性	病	友	学	そ	計	助言指導	電話継続	他機関紹介	受診勧奨
男	6	0	6	2	3	1	6	0	2	3	0	0	2	9	5	0	1	0
女	1	1	2	0	2	0	2	0	0	1	0	1	1	3	2	0	0	0
計	7	1	8	2	5	1	8	0	2	4	0	1	3	12	7	0	1	0

イ 小・中学校思春期保健連絡会、高等学校保健連絡会

月 日	内 容	場 所	参加人数
7月22日	・ 講演「現代のやせ志向～不健康やせへの対応」 講師 慶應義塾大学病院小児科医師 渡辺久子氏	鎌倉保健福祉事務所	29人
12月3日	・ 情報提供「新型インフルエンザの最新情報」 講師 鎌倉保健福祉事務所保健予防課職員 ・ 講演「子どものうつ病」 講師 東京都精神医学総合研究所 児童思春期部門 副参事研究員 猪子香代氏	鎌倉保健福祉事務所	20人

ウ 健康教育

月 日	内 容	場 所	参加人数
5月19日	青少年エイズ・性感染症予防講演会 対象：中学3年生	逗子市立逗子中学校	81人
7月2日	講演「防煙教育」 対象：中学1年生 講師：鎌倉保健福祉事務所保健師	逗子市立逗子中学校	200人
9月18日	講演「喫煙防止」 対象：高校1年生 講師：鎌倉保健福祉事務所医師	逗葉高等学校	—
2月24日	青少年エイズ・性感染症予防講演会 対象：中学3年生	逗子市立沼間中学校	96人
3月11日	青少年エイズ・性感染症予防講演会 対象：高校1年生	逗子高等学校	240人

- (4) 思春期保健対策における今後の課題

教育機関、保健福祉事務所等関係機関と連携し、さらなる充実をはかる。

## 第4章 母子保健サービスの課題と理念

### 1. 母子保健事業担当者の確保と課題

育児不安の解消や児童虐待の予防に向けて、乳幼児健康診査や育児教室、育児相談、地域の育児サークルへの支援等を実施しているが、今後さらに充実させるには人材の確保と、資質の向上が大切である。また、障がい福祉課や学校教育課等庁内関係各課との連携を深め、さらに児童相談所、社会福祉協議会、ファミリーサポートセンター、ほっとスペース、子育て支援センター、保育園、幼稚園等の関係諸機関とも密に連絡調整を行い、育児支援を積極的に進めていくことが課題である。

### 2. 母子保健活動の理念—児童憲章（抜粋）

われらは、日本国憲法の精神に従い、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

1. すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
2. すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
3. すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
4. すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
5. すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつつかわれる。
6. すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
7. すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
8. すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
9. すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
10. すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱いからまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
11. すべての児童は、身体が不自由な場合、または、精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。

12. すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。